

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成25年6月13日現在

機関番号：37112

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2010～2012

課題番号：22530355

研究課題名（和文）第1次世界大戦期ドイツにおける社会保険の動向

研究課題名（英文）Social Insurance System in Germany during the World War One

研究代表者

加来 祥男 (KAKU SACHIO)

福岡工業大学・社会環境学部・教授

研究者番号：30024988

研究成果の概要（和文）：ドイツの社会保険制度は世界に先駆けて1880年代に成立し、その後も制度の整備を伴いながらドイツ社会に定着した。第1次世界大戦は、社会保険制度にとっては想定外のものであり、種々の対応措置がとられた。その多くは戦争という特殊事情に合わせたものであり、制度の根幹は維持された。そして、そうした枠組みの中で社会保険制度は戦争期間中もその機能を果たした。

研究成果の概要（英文）：German social insurance system was formed in 1880 years, earlier than any other countries in the world. As a big war as World War One was not assumed in German insurance system, various measures had to be taken in order to cope with the situation occurred by the war. Many of them were extraordinary, and the basic framework of the insurance system was sustained. German social insurance system fulfilled its primary function during World War One.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2010年度	900,000	270,000	1,170,000
2011年度	700,000	210,000	910,000
2012年度	500,000	150,000	650,000
年度			
年度			
総計	2,100,000	630,000	2,730,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：経済学、経済史

キーワード：経済史、社会保障、社会保険、ドイツ、第1次世界大戦

1. 研究開始当初の背景

ここで研究開始当初の背景としてあげられるのは、広くみた場合の研究（史）の状況と研究代表者個人のこれまでの研究との2つである。

前者からみれば、近年の経済成長の鈍化や

高齢化社会の進展は広く世界的に福祉国家の基盤を揺るがし、その見直しについての議論を引き起こしている。そうした現実の動きに刺激され、また、これまでの研究の点検からも、福祉国家・福祉社会に関する研究が国の内外で活発化している。本研究がそうした

研究状況を視野のうちに収めていることは当然である。

他方で研究代表者は、ドイツ社会国家の生成・発展史という問題関心からとくに、第1次世界大戦がそのなかでどのように位置づけられるのかということをはっきりと明らかにするべく、10年以上も前から戦時ドイツの社会政策に関する研究を行ってきた。これまでに手掛けたテーマをあげれば、貧民救済、応召兵士家族支援、傷痍軍人・軍人遺族扶助である。本研究では社会保険制度を取り上げる。戦時期の社会保険制度の実態と問題点を明らかにすることによって、研究代表者の第1次世界大戦期ドイツ社会政策に関する研究を完結させようというのが研究の背景であり、意図でもある。

2. 研究の目的

第1次世界大戦は、当初の予想とは大きく異なり、4年余に及ぶ総力戦となった。それは参戦諸国の政治・経済・社会に大きな影響を及ぼし、それらを大きく変えることになった。とくにドイツではそれが顕著であった。本研究の目的は、研究代表者によるこれまでの研究を踏まえて、ドイツの社会保険制度に絞って以下の諸点を明らかにすることにある。

(1) 社会保険制度は、大戦によってどのような影響を受け、その制度的な枠組みはどのように変化したのか。(2) そうしたなかで社会保険制度はどのように機能したのか。これは、疾病、高齢、廃疾、職員の各保険について実証的に分析されねばならない。(3) これらの諸点では、戦争の社会保険制度に対する影響が問題となるが、他方ではそれとは逆に、社会保険制度が戦時社会に対してどのように働きかけ、戦時体制、戦争の継続にとってどのような役割を果たしたのかについても考察が必要となる。(4) 社会保険制度に関して戦時期に採られた対応策や制度的な変更のなかには、戦時期特有で戦争が終結すると、その意味を失い、廃止されたものもある一方、戦後も制度のなかに定着して継続されたものもある。社会保険の発展史を鳥瞰するためには、これらを篩い分け、整理することが必要となる。

以上のような分析がなされれば、第1次世界大戦がドイツの社会保険史、ひいてはドイツ社会国家の生成・発展史において有する意義が明らかになる。

3. 研究の方法

本研究は実証研究であるという性格から、その方法は以下のような契機から構成されることになる。

(1) 第1は資料収集である。ここで必要となる資料は、①制度的な枠組みを規定する法律条文、②実績を概観するための統計、そして、③制度の実態とそこに含まれる問題点を探り、それらを整理するための資料に大別される。①法律条文は『ライヒ法令集』に収められているので、種々の方法で社会保険に関わってどのような法律・布告が出されたのかを確認してそれらを入手しなければならぬ。また、②統計についても『ドイツ・ライヒ統計』をはじめとする官庁統計がその基本をなしているから、該当する部分を抜き出して整理する作業がなされねばならない。③資料収集で最も難しいのは社会保険制度に関する文献の調査とその収集であり、それは2つに大別される。1つは同時代の文献であり、各保険者が発行する機関誌や社会問題・社会改良に関する雑誌がとくに重要な意味をもつ。これはかなりの数に上った。社会保険制度に関する文献のいま1つの領域はこの問題に関する研究成果であり、単行本して刊行されたものや専門雑誌に掲載された論文がそれにあたる。これらのうち最近のものについては、インターネットなどによる情報の収集も必要となる。

(2) 上記の資料収集は本研究にとって必要不可欠であるが、それで十分だというわけではない。分析の枠組みと論点をどのように設定するのかという問題が残されているからである。その点では、共通の問題領域を専攻している研究者との意見交換と議論が有益である。本研究では、以前から交流を続けてきたドイツと日本の研究者との意見交換をとおして論点の彫琢を行った。とくに、ジューゲン大学のアンブロジス教授、ギーゼン大学のロイレック教授、名古屋大学の藤瀬浩司名誉教授、北海道大学の石坂昭雄名誉教授との意見交換からは多くの示唆を得ることができた。

(3) 基本的な資料が揃い、分析枠組みが固まってくると、資料の分析をとおして設定した課題を解明するという作業が始まる。勿論、この流れは単線的ないし一方向的なものではなく、設定された問題に応じて新たな資料の収集が必要になるという側面もあり、資料収集と分析枠組みの点検・整理という往反を繰り返しながら、分析が進められることになる。そして、それに区切りがついた段階で論

文執筆の作業が始まる。

4. 研究成果

ドイツが他の諸国に先駆けて社会保険制度（当初は労働者を対象とし、「労働者保険」とよばれた）を成立させたことはよく知られている。ところが、それを正面から扱った研究は、とくにわが国では意外なほど少なく、制度的な枠組みや実績についても不明な点が少なくなかった。そこで本研究の作業は、この点を明らかにすることから始まった。得られた成果をあげれば、以下のとおりである。

(1) 「社会保険制度」（あるいは「労働者保険制度」）と一括りにいっても、疾病保険、労災保険、廃疾保険、それに遅れて成立した職員保険では、保険者や被保険者、保険の財源などで相違がみられたし、しかも、それが成立した1880年代から1911年に「ライヒ保険法」として法形式の上では統一がなされるまで、数回の法改正がなされて、保険の範囲や給付内容も変化していった。本研究では、関係法律のすべてを整理・分析することを通して、各保険の制度的な特徴を明らかにした。取り上げた項目は、被保険者、保険の対象、保険者、管理・運営、給付、保険料、資産管理であるが、これによって制度や国家のかかわり方で各保険間にどのような相違点があるのかを比較することが可能となった。本研究の本来の課題は第1次世界大戦期の分析であるとしても、生成期のドイツ社会保険制度の成り立ちを明らかにしたことは、それ自体が成果であるといつてよい。

(2) つづいて、第1次世界大戦までの社会保険制度の実績が統計の整理をとおして分析され、次のようなことを明らかにできた。1913年までに被保険者数は、最も少ない疾病保険で1500万人弱、最も多い労災保険で2600万人弱であり、これらはそれぞれ当時のドイツ人口の22%、39%にあたった。疾病保険では被保険者の家族に対しても現物給付（＝医療）がなされており、それを含めると、人口の約62%で疾病による困難が緩和されたことになる。この数字だけからでも、社会保険制度がドイツ社会のなかに根付いていったことが窺われるであろう。

各保険について、保険実績と財政と分析すると、①疾病保険については、疾病率（疾病数/被保険者数）、平均疾病日数、給付総額、平均給付額のいずれについても伸びが確認された。給付内容では、当初は疾病給付金の占める割合が高く、そこには疾病保険制度の

所得保障という性格が示されていたが、現物給付の占める割合が次第に高くなっていった。保険財政は全体としてみれば健全であったが、保険者間での相違も大きく、保険料の引き上げが必要となることもあった。②労災保険では、受給者の被保険者に占める割合は4～5%であり、給付の内訳では傷害年金が給付総額の65～75%近くを占めていた。ここでも財政面での問題はなかった。とくに注目されるのは、支出総額に占める事務費の割合が大きく、その事務費のなかでは、補償の決定や訴訟手続きに関する費用、事故防止の費用が約1/3を占めたことである。③廃疾＝老齢保険では、年金受給者は被保険者全体の7%強を占めていたが、そのなかでは廃疾年金受給者数が多くを占めるようになっていった。1人当たりの年金額は上昇傾向を示したが、総じて低位という特徴づけがなされよう。保険財政では資産の形成が大きく、その一部は結核療養所などの施設建設に用いられ、労働者住宅などにも用立てられたことが注目される。

このようにみてくると、第1次大戦までの約30年の間に社会保険制度はドイツ社会のなかに定着し、その安定に少なからず寄与したことが明らかとなる。この点が本研究の第2の成果である。

(3) ドイツの社会保険制度は全体的には順調に発展したといつてよいが、戦争、それも4年余にも亘るような総力戦は制度にとってまったく想定外の事態であった。そのために、戦争が始まると、それに対応しながら制度を運営していくために種々の措置が取られることになった。それらの措置は、戦争が短期間で終わることを想定していたために、繰り返し取られねばならなかったし、総力戦体制がとられることになると、それへの適応も必要となった。そうしたことから、大戦期間中に社会保険制度に関して出された法律・布告は、80を超えた。それらを整理し分析していくと、①役員の任期延長といった制度の運営を円滑に進めるための措置、②召集などによる軍務従事期間を、また、一方におけるドイツ人の占領地を含めた外国在住、他方におけるドイツや占領地域における外国人（捕虜を含む）を保険制度でどう扱うのか、という問題への対処、③「祖国補助勤務法」によって示される総力戦体制化に伴って、その場合の保険の扱いを定めたもの、④戦時期の物価上昇に対する対応、に大別できる。これらに限ってみると、改正点の多くは制度運営上の技術的なものであり、社会保険制度の根幹にか

かわるような制度改正は行われなかったといつてよい。しかし他方では、⑤出産救済のように、もともと第1次世界大戦前には、疾病保険の一部として存在したものが、戦時になって拡充され、その過程で、被保険者（＝受給資格）、所轄機関、資金面などで保険制度との繋がりが希薄になり、制度としての独自性が強まっていったものもあった。戦時社会を維持していくためには、保険制度といった形式の枠を超えた救済システムの展開が必要であったと考えられる。さらに、⑥1916年6月には老齢年金支給開始年齢が70歳から65歳に引き下げられた。

このように、第1次世界大戦期の制度変更を法律や布告の条文に沿って整理し、分析したことが本研究の第3の成果である。

(4) 戦前期についてと同じく、戦時期についても各保険について、実績と財政の統計的な分析がなされた。疾病保険については、制度と統計作成の2つの面で大きな変更があり、なお資料の探索が必要であり、職員保険についても実施後の期間が短いことから十分な数字が得られないので、ここでは労災保険と廃疾保険について特徴的なことを書き留めておく。

①労災保険。被保険者数は1913年の2580万人から18年には2180万人と約16%の減少を示した。年々の新規受給者数も、1913年の15万人弱から15年には10万人を切るまでに減少し、その後も11万人弱にとどまった。他方、受給者数合計では減少の度合いは小さかった。これは、受給の長期化を示している。事故の最終結果をみると、「死亡」と「部分的就業不能」で上昇がみられる反面、「就業能力回復」は低下しており、事故の大型化が認められる。給付総額は1913年には1億7700万マルクであったが、いったん減少した後、上昇に転じて、18年には1億9300万マルクであった。その内訳をみると、最大を占めたのは傷害年金であり、1913年の1億2000万マルク弱から19年の1億3000万マルク強まで、緩やかな増大を続けた。しかし、給付総額に占めるその割合は18、19年には60%台前半にまで低下した。それに対して遺族年金の割合は13年の20%から18年まで3~4ポイント上昇した。財政面では、支出総額は1913年の2億1500万マルクからわずかな増減を経た後、16年以降は増加して、18年には2億4400万マルク弱に達し、13年の13%増であった。他方で、収入総額は1914、15年を別とすると支出総額を上回っており、資産額も大戦期全体では増大しており、それ自

体が大きな問題となるようなことはなかった。

②廃疾保険。被保険者数は1913年の1630万人強から大戦中に1700万人を超えるまでに増加したが、男女の構成に大きな変化はなかった。受給者数は1914年の120万人強から19年には190万人にまで増大した。その内訳をみると、廃疾年金受給者数は110万人前後でほぼ一定だったのに対して、疾病年金受給者数は1913年の3万人足らずから16年には新規受給者数が8万人を超えるまでに跳ね上がり、その後18、19年には6~7万人にまで減少した。受給者数合計は10万人を超えるまでに急増した。老齢年金受給者数は1915年まで新規では1万人、合計では約10万人で、ここには戦争の影響は認められない。16年から新規が10万人近くにまで増加し、合計でも20万を超えるまでに増加したのは、1916年の法改正によると考えられる。寡婦・寡夫年金受給者数は1913年には1万人強であったが、15年3万人、16年4万人、17年6万人、18年7万人、19年8万人へと増加した。遺児年金受給者数も、1913年の4万人足らずから14年には7万人、15年以降は10万人近くへと増加し、合計の受給者数は15年には17万人、16年に28万人、17年に37万人、18年には45万人と増加し、19年には50万人近くにまで達した。実に10倍以上の増加である。寡婦・寡夫年金と遺児年金の受給者数の動きには戦争が大きな影を落としている。次に給付面からみれば、給付総額は1913年に2200万マルク、19年には5400万マルクで約2.5倍の増加である。戦前の1907~13年の増加は1.3倍であったことと対比して、大戦中中には上昇テンポが上ったことがわかる。給付内訳では、大戦期をとおして年金が80%台後半、治療費が10%台前半でそれほど大きな変化ではなかった。年金のなかでは、廃疾年金額が1億8000万マルク前後で、受給者数と同じく安定していたのに対して、疾病年金と寡婦・寡夫年金は、それぞれに350万マルク前後から2000万マルクへ、80万マルクから530万マルクへと大きく増加した。それでも、全体に占める割合は5%、1%にとどまった。老齢年金は、15年まで130万マルク強であったが、16年には2倍強の2700万マルクにまで急増し、さらに4000万マルク前後にまで増えた。また、遺児年金も、1913年の260万マルクから、14年には450万マルク、15年には1100万マルク、16年には2300万マルクへとどうなぎ上りの増加を示した。これらが、法律改正に伴う、あるいは戦争の影響による受給者数の増大に見合うものであ

ることを確認しておこう。そして、老齢年金、遺児年金が給付総額に占める割合も、5～6%から10%前後へ、1～2%から10%前後へと上昇した。一人当たり平均年金額は、いずれの年金にあっても大きな変化はなく、戦争中には貨幣価値が大きく下落したことを考えると、年金の価値は減少し、受給者にとってはその意味が一層小さくなったといつてよい。給付額の増大は支出総額の上昇をもたらしたが、他方、1918年の収入総額は13年のそれをわずかに上回ったにとどまった。資産は、戦時期にもやや増大したが、1918年には支出総額の5倍強であり、貨幣価値の下落を考慮すれば、実質的にはかなり縮小したと考えなければならない。

以上が、大戦期の保険実績の概観である。戦争による社会の大変動に保険制度はよく耐えたということが出来るかもしれない。これを明らかにしたことが本研究の第4の成果である。

(5) 今後も、そうした実績を上げた内実やそこに孕まれている問題を析出する作業が継続して行われねばならない。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計2件)

- ①加来祥男、「第1次世界大戦期ドイツにおける社会保険の動向」(1)、九州大学『経済学研究』、査読無、第79巻第2・3号、2012年9月、1-33
- ②加来祥男、「第1次世界大戦期ドイツにおける社会保険の動向」(2)九州大学『経済学研究』、査読無、第79巻第4号、2012年12月、1-22

6. 研究組織

(1) 研究代表者

加来 祥男 (KAKU SACHIO)
福岡工業大学・社会環境学部・教授
研究者番号：30024988

(2) 研究分担者

なし

(3) 連携研究者

なし